

【第2版】

防犯カメラ設置支援事業 申請の手引き

令和8年度版

（令和8年10月更新）

岡 山 市

目 次

I	補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1～3
II	防犯カメラ設置までの準備・・・・・・・・	4～5
III	補助金申請の手続きについて・・・・・・・・	6～8
IV	維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・・	8～9
V	申請書類等・・・・・・・・・・・・・・・・	9～

I 補助制度の概要

1 事業の目的

岡山市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指して、地域における自主的な防犯活動に対する取り組みを支援するため、防犯カメラを新規設置や更新設置する場合に要する経費の一部を助成します。

2 対象となる団体

町内会、自治会、その他の地域的な共同活動を行う住民団体で、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす団体をいいます。※商店街組合についてはR6以降更新のみ補助可能

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- ② 「①」の活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること
- ③ 「①」の活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること
- ④ 規約、代表者等を定めていること

3 対象となる防犯カメラ

- ① 地域における犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路等の公共空間を撮影するものであること。

※ただし、補助事業の趣旨に鑑み、私道、ごみ収集場所、鉄道駅の構内、商業施設内、出入りが管理されている駐車場・駐輪場等を撮影するものは含みません。

- ② 機器について、設置場所・条件に応じて、個人の識別が可能な画像が撮影できる十分な性能を有すること。
- ③ 画像等（画像と一体的に記録された音声を含む）を記録用媒体に保存が可能なもの。
- ④ 管理・運用について、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（岡山県策定・平成25年3月）に沿って管理・運用がなされること。
- ⑤ 維持管理について設置後に発生する電気代や保守点検費用などの負担が住民団体において可能なもの

最低6年間継続して使用するもの（一時的に設置する防犯カメラは補助対象外）

※補助事業により取得した財産は、岡山市補助金等交付規則第24条の規定に基づき処分を制限され、その期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例により、6年となります。

4 補助内容

住民団体に対して、防犯カメラ及び付属機器等の購入（賃借を含む）、新規設置及び更新設置する経費の一部を補助します。（更新設置については、平成30年度までに当該補助事業を受けて設置した防犯カメラを更新設置する経費の一部を補助）

※カメラ本体の経費が必ず含まれるものとする。

※平成29、30年度は補助を実施していませんが、6年の考え方の都合上記載しています。

（1） 補助率及び補助額の上限

- ・補助率：上限までの実績額
- ・補助額の上限：（新規設置）防犯カメラ1台につき30万円以下
（更新設置）防犯カメラ1台につき20万円以下

※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※本補助金以外の寄付金、補助金を活用する場合は、その額を補助対象経費から控除する。

（2） 申請受付期間

第1期：令和8年4月1日（水）～9月30日（水）

第2期：（新規設置）令和8年10月1日（木）～12月28日（月）

（更新設置）令和8年10月1日（木）～令和9年2月1日（月）

※先着順です。予算額に達した場合、今年度の事業は終了しますので、早期申請をお願いします。

※実績報告書の提出期限は、新規設置は令和9年2月1日（月）、更新設置は3月31日（水）です。

期限までに、添付書類等に不備があり受理できなければ、補助の対象とはなりませんので、余裕をもってご提出ください。

（3） 補助対象台数の上限

第1期：新規設置・更新設置合わせて1団体につき、3台まで

第2期：新規設置・更新設置合わせて1団体につき、第1期分と合わせて5台まで

※第2期にて上限を超えて申請を希望する場合は、事前に区役所に相談してください。

※第1期で未申請の団体はもちろん、既に3台申請されている団体も含め、第2期で申請していただけます。

（4） 補助対象経費

新規設置や更新設置する場合、次に掲げる購入費又は賃借料及び設置工事に係る経費

①防犯カメラを構成する機器に要する経費（SDカード等の購入費を含む）

②防犯カメラを設置するための専用ポール等に要する経費

③防犯カメラを設置している旨の表示に要する経費

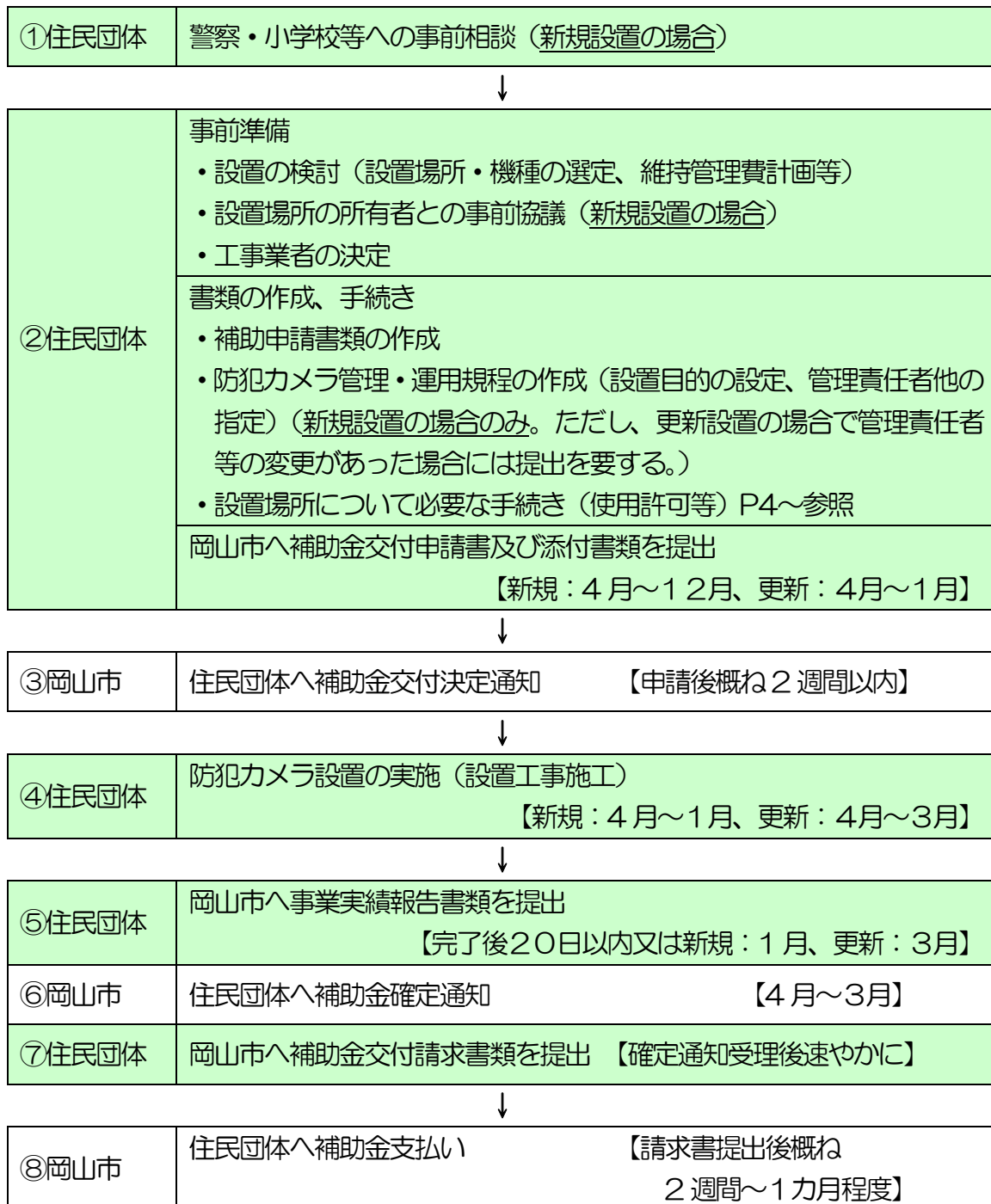
④その他必要な経費（更新設置の場合における撤去費用を含む。）

※賃借により設置する場合の補助対象経費は、申請年度（初年度）のみとする。

（賃貸借契約の期間は、5年以上）

＜申請から補助金交付までの流れ＞

事業の流れの概要は下記のとおりです。



Ⅱ 防犯カメラ設置までの準備

1 設置目的・場所・撮影範囲等の検討について（新規設置の場合のみ）

設置目的は、地域の安全安心への寄与です。場所の選定に当たっては、地域の住民団体はもとより、地元の警察署や小学校とも十分協議し、設置場所を決定してください。

また設置場所の撮影範囲に含まれ、頻繁に通行される付近の住民の方々の理解を十分に得てください。

なお撮影範囲については、ごみ収集場所のみや特定の個人を撮影するために設置するような防犯カメラは補助対象となりません。

※管轄する警察署にあらかじめ防犯カメラの設置場所や撮影範囲についてご相談いただくのは、設置する防犯カメラがより効果を発揮できるよう助言をもらうためです。

【問い合わせ先】

まずは各警察署の生活安全課まで、お問い合わせください。

岡山中央警察署	270-0110	岡山南警察署	245-0110
岡山東警察署	943-4110	岡山北警察署	724-0110
岡山西警察署	254-0110	赤磐警察署	952-0110

2 資金計画、維持管理計画の検討について

特に複数の防犯カメラを設置希望される場合は、カメラ設置に係る経費のうち、住民団体の負担分及び必要となる電気代や消耗品、修理代等の維持管理費さらには将来的な機器更新についての資金計画を立ててください。くれぐれも過度な負担が生じないよう団体の資力に見合った可能な範囲での設置をお願いいたします。

3 設置場所について（新規設置の場合のみ）

優先的に私有地への設置を検討していただき、私有地での設置が困難などやむを得ない場合は、公道等の行政財産への設置をご検討ください。

（１）私有地の場合（土地・建物）

・申請前

所有者に防犯カメラの設置について、内諾を得ておいてください。

・補助申請書提出時

土地所有者の土地使用承諾書の写し又は建物所有者の使用承諾書の写しを補助申請書の添付書類として提出していただきます。

（２）行政財産（公共の土地、建物）の場合

① 道路上に設置する場合（市道・県道）

・申請前

道路管理者（各区役所地域整備課・各支所産業建設課等）に防犯カメラの設置について、内諾を得ておいてください。

- ・補助金交付決定後

道路占用許可申請をしてください。

※使用料については、公共性が高い用途であることに鑑み免除が可能です。

② 公園内に設置する場合（市管理）

- ・申請前

公園管理者（各区役所地域整備課・各支所産業建設課等）に防犯カメラの設置について、内諾を得ておいてください。

- ・補助金交付決定後

公園内防犯カメラ設置希望申出書を提出してください。

③ 市立学校敷地内に設置する場合

- ・申請前

設置したい学校に防犯カメラの設置について、内諾を得ておいてください。

- ・補助金交付決定後

岡山市教育委員会事務局学校施設課へ行政財産使用許可申請書を提出してください。

(3) 電柱（中国電力、NTT西日本）への設置

- ・中国電力柱の場合

中国電力ネットワーク(株)が所有する電柱に設置する場合、電柱によっては施工条件により設置できる場合もありますので、設置を希望する電柱があれば、事前に住民団体より下記へ問い合わせください。

【中国電力ネットワーク(株)所有の電柱に設置を希望する場合の問い合わせ先】

岡山ネットワークセンター

岡山市 0120-411-353

岡山市(東部)

0120-415-256

- ・NTT柱の場合

施工条件、技術基準により設置できる場合がありますので、設置を希望する電柱があれば、施工業者より下記へ問い合わせください。

【問い合わせ先】

岡山市内のエリア

(株)NTT フィールドテクノ サービスエンジニアリング部

フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ

第四ユニット 第一グループ 添架担当（広島）(082-554-0088)

※市及び町内会所有の防犯灯専用柱への設置については、防犯灯の機能を損なわない限りにおいて許可されます。また、防犯灯の光源より下に防犯カメラを取り付けることは原則出来ません。やむを得ず防犯灯より下に防犯カメラを設置する必要がある場合は、担当部署へご相談ください。

(市の防犯灯専用柱は行政財産使用許可申請書が必要です。各区役所総務・地域振興課、各支所産業建設課へご相談ください。)

Ⅲ 補助金申請書の手続きについて

1 補助金申請手続きの概要

補助金交付申請書の提出が必要となります。申請書提出後、市の審査を経て、正式な補助決定となります。

(1) 申請受付期間

第1期：令和8年4月1日（水）～9月30日（水）

第2期：（新規設置）令和8年10月1日（木）～12月28日（月）

（更新設置）令和8年10月1日（木）～令和9年2月1日（月）

※先着順です。予算額に達した場合、今年度の事業は終了しますので、早期申請をお願いします。

(2) 問い合わせ・申請窓口

各区役所 総務・地域振興課

※郵便や電子メールによる提出も可能ですが、電子メールの場合は確認のため必ずお電話を頂きますようお願いします。

防犯カメラ設置場所	窓口及び電話番号
北区管内 (御津・建部支所管内を含む)	北区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 803-1656 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 ✉ kita-soumu@city.okayama.jp
中区管内	中区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 901-1602 〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号 ✉ nakakusoumu@city.okayama.jp
東区管内 (瀬戸支所管内を含む)	東区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 944-5038 〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 ✉ higashikusoumu@city.okayama.jp
南区管内 (灘崎支所管内を含む)	南区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 902-3502 〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5 ✉ minamikusoumu@city.okayama.jp

2 補助申請（新規設置・更新設置）手続きに必要な書類

申請手続きに必要な書類	岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書 申請書に以下の書類を必ず添付してください。 ① 防犯カメラの購入又は賃借に要する費用の見積書の写し ② 防犯カメラの設置工事に要する費用の見積書の写し ※見積書は、新規と更新とを分けたものを提出してください。 ③ 設置する防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等の写し ④ 防犯カメラを設置する場所の現況写真（設置場所、撮影範囲） ⑤ 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図（通学路は〇〇小通学路と記入し赤線で表示） ⑥ 防犯カメラ設置に係る警察、学校等との協議経過書（<u>新規設置の場合のみ</u>） ⑦ <u>土地所有者の土地使用承諾書の写し（私有地で新規設置の場合のみ）</u> ⑧ 以下の事項が定められている防犯カメラ管理・運用規程（案） <u>（新規設置の場合のみ。ただし、更新設置の場合で管理責任者等の変更があった場合には提出を要する。）</u> - ア 設置目的の設定と目的外利用の禁止 - イ 設置場所、撮影範囲 - ウ 防犯カメラを設置している旨の表示 - エ 管理責任者の指定、操作取扱者の指定 - オ 設置者等の責務 - カ 撮影された画像等の適正な管理 - キ 撮影された画像等の提供の制限 - ク 秘密の保持 - ケ 保守点検等 - コ 問合せ、苦情等への対応 ⑨ 防犯カメラの管理・運用についての確約書（防犯カメラの管理・運用から生ずるあらゆる事態について、設置者が全ての責任を負う旨の確約書）<u>（新規設置の場合のみ。ただし、更新設置の場合で代表者の変更があった場合には提出を要する。）</u> ⑩ 委任状（申請者以外が代理で書類作成・提出する場合のみ）
【設置工事完了後】 事業実績報告	事業完了後、20日以内に次の書類を提出してください。 岡山市防犯カメラ設置支援事業実績報告書（交付決定通知書送付時同封） 実績報告書には、以下の書類を添付してください。 ① 防犯カメラの設置に係る契約書又は請書の写し ② 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書の写し ③ 防犯カメラ設置費用の支出に係る証拠書類の写し ④ 防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、撮影範囲及び防犯カメラを設置している旨の表示の写真） ⑤ 防犯カメラ管理・運用規程の写し ※本補助金以外の寄付金、補助金を活用した場合は、その金額が確認できる書類（補助金交付者に提出した申請書類（添付書類を含む））の写しを添付してください。

【お支払について】	請求書受理後、指定の口座にお支払いします。確定通知書が届いてからお支払いまで、概ね2週間～1カ月程度かかります。（書類が適正に整い、補正・訂正等がない場合） ※施工前のお支払いは、補助金の適正支出の観点からできかねますので、あらかじめご了承ください。
-----------	--

※申請書及び必要な様式については、岡山市ホームページ（<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021152.html>）からダウンロードのうえ編集、印刷が可能です。ダウンロードができない方はお電話いただければ郵送いたします。

3 留意点

（１） 債権者登録について

岡山市から補助金を交付する際に、事前に支払先を登録しておく必要があります。町内会で過去に補助金を受け取ったことがある場合であっても、会長名等が古い情報のままになっている場合がありますので、防犯カメラの申請書と一緒に、債権者登録申請書をご提出ください。

（申請書を電子メールで提出した場合、債権者登録申請書は別途郵送で提出してください。）

※他の申請様式と同様、ホームページからのダウンロード及び郵送が可能です。

※債権者登録申請書には押印もしくは署名が必要です。

（２） 提出期限は厳守してください。（郵送の場合は消印有効）

（３） 申請書類に記入漏れ等ある場合は、手続きが大幅に遅れることがありますのでご注意ください。

Ⅳ 維持管理について

1 継続使用期間及び財産処分の制限について

補助事業により設置した防犯カメラは、岡山市補助金等交付規則第 24 条の規定に基づき、その継続使用期間は、6年となります。

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号））

2 設置・運用規程等について

（１） 防犯カメラ設置・運用規程

①規程の作成

補助申請書提出時に（案）を提出してください。

②管理責任者・操作責任者の指定（別々の人で2名を指定）

I 管理責任者…防犯カメラの適正な設置運用を図り、操作取扱者に関する指導、監督をする者

II 操作責任者…カメラ本体や画像の取り扱いをおこなう者

③規程の提出

実績報告書提出時に提出してください。

④規程に沿った運用について

設置後は規程を遵守した管理・運用をしていただきます。

(2) 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(岡山県平成25年3月策定)の遵守をお願いいたします。

3 維持管理費について

維持管理には主に下記の費用が必要となります。

※必要な維持管理の費用

- ・電気代 300～500円×12か月(変動する場合があります)
- ・SDカードの交換 1枚(1～2年に1度)2万円程度(容量により異なります)
- ・業者による保守点検 (業者により異なります)

4 画像等の管理について

画像等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、必要な措置を講じてください。

5 画像等の外部提供について

設置者は、画像等を、防犯カメラ管理・運用規程で定めた設置目的以外に利用し、第三者に提供しないことについてご留意ください。ただし、下記に該当する場合は、この限りではありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

(3) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

※(3)のうち警察からの要請については、市から県警察本部を通じて各警察署生活安全課へあらかじめ、住民団体の設置者に対して、統一的な対応をしていただくようお願いをしています。

【参考】警察から情報提供を求められる主なパターン

①事前調査を伴う場合(一旦、画像等を閲覧したうえで、証拠として採用するかどうか決める場合)

②証拠として採用することが決定済みのもの(画像等を確認するまでもなく、証拠品として提出を求められる場合)

V 申請書類・添付書類

補助金交付申請書様式及び記入例

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者
住所又は所在地
団体名及び代表者氏名

岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書

このことについて、補助金交付を受けたいので、岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

種 別		新規設置 ・ 更新設置	
設置者	団 体 名 称		
	所 在 地	〒	
	連 絡 先	Tel	FAX
	代 表 者 名		
	代表者住所	〒	
	代表者連絡先	Tel	携帯電話
	緊急連絡先	Tel	携帯電話
設 置 場 所		添付書類のとおり	
設 置 台 数		台	
補助金交付申請額 （消費税込額）		金 円	
補助対象経費及び所要額		裏面のとおりに	
市以外による財源に関する事項	負 担 者		
	負 担 額		
	負 担 方 法		
事業着手予定年月日		年 月 日	
事業完了予定年月日		年 月 日	
管 轄 警 察 署			
事業の目的・内容及び効果			

※ 要綱第7条第2項の必要書類を添付すること。

岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付事業費所要額調書

購入の場合

事業費総額 (A)	補助対象 経費 (B)	本補助金以外の 寄付金、補助金 のうち補助対象 経費に充てる額 (C)	補助額 (D) ① (B) - (C) ② 新規：30万円×台数 更新：20万円×台数 ①、②のいずれか低い額	設置者負担額 (E) A - C - D

賃借の場合

事業費総額 (A)	補助対象 経費 (B)	本補助金以外の 寄付金、補助金 のうち補助対象 経費に充てる額 (C)	初年度分の補助額 (D) ① (B) - (C) ② 新規：30万円×台数 更新：20万円×台数 ①、②のいずれか低い額	設置者負担額 (E) A - C - D

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者

住所又は所在地

団体名及び代表者氏名

防犯カメラ設置に係る警察、学校等との協議経過書

岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項第 6 号に規定する協議経過は、下記のとおりです。

記

機関名	協議対象者	日 時	協議概要等
警察			
学校(教育委員会)			

会長

町内会
様

防犯カメラ設置承諾書

標記の件について、下記のとおり承諾します。

1 場 所 岡山市 区

2 設置物件

3 設置期間

4 費 用 使用料は無料とする。
ただし、設置期間終了後は設置者の費用で取り外して返却する
ものとする。

以上

令和 年 月 日

岡山市 区

防犯カメラの管理・運用についての確約書

防犯カメラの管理・運用にあたっては、岡山県が定めた「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って行うとともに、このガイドラインに基づいた「防犯カメラ管理・運用規程」において、プライバシーを保護するための明確な基準を定め、遵守します。

なお、防犯カメラの管理・運用から生ずるあらゆる事態について、全ての責任を負います。

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者

住所又は所在地

団体名及び代表者氏名

町内会 防犯カメラ管理・運用規程（案）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、次の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

設置場所

2 設置目的

防犯カメラは、町内における不審者対策や街頭犯罪の防止のために設置するものとし、他の目的での利用を禁止する。

3 管理責任者等

- ① 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- ② 管理責任者は、とする。
- ③ 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
- ④ 操作取扱者は、とする。
- ⑤ 管理責任者の責務は、次のとおりとする。
 - ア 防犯カメラの設置運用により生じたあらゆる事態について、設置者が全ての責任を負うことを関係者に周知・徹底すること。
 - イ 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。
 - ウ 操作取扱者に関する指導、監督に関すること。
 - エ その他画像等の適正な取扱いに関すること。

4 設置の場所等

① 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、次の場所に防犯カメラを設置する。

② 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

③ 記録機器等の設置

記録機器及び記録媒体等は、施錠可能な収納ボックスに施錠のうえ保管しなければならない。なお、収納ボックスの鍵は、管理責任者から指定された者が確実に管理することとする。

5 画像等の処理

① 記録機器で録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。

② 画像の保存期間は、_____とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

③ 保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。

④ 記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

6 画像等の利用及び提供の制限

記録された画像等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き、第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

① 法令に基づく場合。

② 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合。

③ 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合。

なお、記録された画像等を利用する場合は、利用日時、利用者、利用理由、利用する画像の内容等を別紙様式（画像等利用簿）に記録して保管するものとし、第三者へ閲覧させ又は提供する場合も同様とする。

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、_____ごとに保守点検を行うものとする。

8 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

この規程は、令和 年 月 日から実施する。

管理責任者

画像等利用簿 ※太枠内は利用者（提供依頼者）が記載のこと

利用（提供）日時		年 月 日 時 分
利用者 （提供依頼者）	団体名	
	住 所	
	責任者氏名	
	連絡先	
利用理由		
利用期間		年 月 日 時 分まで
利用方法		☐ 閲覧のみ ☐ 提供（記録媒体）
利用する画像 データ内容		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの画像
その他		※提供の場合、返却日時、返却者の署名を記載のこと

様式第1号（第7条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市長様

申請者

住所又は所在地 岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇

団体名及び代表者氏名 〇〇町内会 会長 〇〇〇〇

岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書

このことについて、補助金交付を受けたいので、岡山
付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

いずれかに○

※新規と更新をまとめて一度に補助金交
申請する場合は両方に○

記

種 別	新規設置	更新設置
設置者	団 体 名 称	〇〇町内会
	所 在 地	〒000-0000 岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇
	連 絡 先	Tel 000-000-0000 FAX 000-000-0000
	代 表 者 名	〇〇 〇〇
	代表者住所	〒000-0000 岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇
	代表者連絡先	Tel 000-000-0000 携帯電話 000-0000-0000
	緊急連絡先	Tel 000-0000-0000 携帯電話
設 置 場 所	添付書類のとおり	
設 置 台 数	1 台	
補助金交付申請額 （消費税込額）	金 200,000 円	
補助対象経費及び所要額	裏面のとおりに	
市以外による財源に関する事項	負 担 者	
	負 担 額	
	負 担 方 法	
事業着手予定年月日	令和〇年 8月 20日	
事業完了予定年月日	令和〇年 9月 5日	
管 轄 警 察 署	岡山〇〇警察署	
事業の目的・内容及び効果	設置場所付近に頻繁に不審者が出没するため。 また、設置場所は通学路として児童の通行が多く、犯罪抑止対策とするため。	

新規と更新まとめての場合→新規○台 更新○台

次ページの表の（D）と同額

次ページの表の（C）と同額
該当がなければ3行とも空欄

※ 要綱第7条第2項の必要書類を添付すること。

岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付事業費所要額調書

購入の場合

事業費総額 (A)	補助対象 経費 (B)	本補助金以外の 寄付金、補助金 のうち補助対象 経費に充てる額 (C)	補助額 (D) ① (B) - (C) ② 新規: 30万円×台数 更新: 20万円×台数 ①、②のいずれか低い額	設置者負担額 (E) $A - C - D$
350,000			300,000	50,000

見積書の合
計額(税込)

見積書の内容がカメラ
及びカメラ設置に必要
なものならば (A) と同
額。
保守・点検費用など、補
助対象とならない費用
が含まれている場合は、
それを差し引いた金額
を記入。

他の補助制度
を利用する場
合に記入。(通
常は0)

千円未満切り
捨てにする

賃借の場合

事業費総額 (A)	補助対象 経費 (B)	本補助金以外の 寄付金、補助金 のうち補助対象 経費に充てる額 (C)	初年度分の補助額 (D) ① (B) - (C) ② 新規: 30万円×台数 更新: 20万円×台数 ①、②のいずれか低い額	設置者負担額 (E) $A - C - D$

様式第2号（第7条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市長 様

申請者

住所又は所在地 岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇

団体名及び代表者氏名 ○○町内会

会長 ○○○○

防犯カメラ設置に係る警察、学校等との協議経過書

岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱第7条第2項第6号に規定する協議経過は、下記のとおりです。

記

機関名	協議対象者	日 時	協議概要等
警察	〇〇警察署 生活安全課 〇〇 〇〇	令和〇年 7 月 1 日 10 時	窃盗などの犯罪が発生しており、犯罪抑止効果が高いとの助言をいただいた。
	〇〇交番 〇〇 〇〇	令和〇年 7 月 6 日 11 時	夜間パトロール等を行うにあたって、防犯カメラがあった方がより細やかとの見守りの助言あり。
学校(教育委員会)	〇〇小学校 教頭先生 〇〇 〇〇	令和〇年 7 月 20 日 15 時	通学路における危険箇所であり、登下校における児童の見守りの必要性が高く、設置してほしいとの意見あり。

〇〇町内会
会長 〇〇〇〇 様

※民有地に承諾を得て設置する
場合に書面を交わしてください。
決まった様式はありません。

防犯カメラ設置承諾書

標記の件について、下記のとおり承諾します。

- 1 場 所 岡山市〇区〇〇町〇番〇〇号 南西角
- 2 設置物件 ☐ 高さ〇Mのポール及び防犯カメラ設備一式
☐ 防犯カメラ設備一式および画像記録装置
ただし、岡山市及び岡山県の支援設備に限る。
- 3 設置期間 令和〇年〇〇月〇〇日から6年間とする。
ただし、終了1年前に双方から解除の申し入れがない場合には、
自動的に1年毎の期間が延長されるものとする。
- 4 費 用 使用料は無料とする。
ただし、設置期間終了後は設置者の費用で取り外して返却する
ものとする。

以上

令和 年 月 日

岡山市〇区〇〇町〇番〇〇号

〇〇 〇〇〇

〇〇町内会 防犯カメラ管理・運用規程（案）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、次の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

設置場所

- ①岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇—〇〇 〇〇公会堂
- ②岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇—〇〇地先ポール

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇町内における不審者対策や街頭犯罪の防止のために設置するものとし、他の目的での利用を禁止する。

3 管理責任者等

① 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

② 管理責任者は、〇〇〇〇〇〇〇とする。

③ 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

④ 操作取扱者は、〇〇〇〇〇〇〇とする。

⑤ 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

町内会の役員が望ましく、必ず別人にして
ください。(例) 町内会長、町内副会長、防犯
担当役員など

ア 防犯カメラの設置運用により生じたあらゆる事態について、設置者が全ての責任を負うことを関係者に周知・徹底すること。

イ 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。

ウ 操作取扱者に関する指導、監督に関すること。

エ その他画像等の適正な取扱いに関すること。

4 設置の場所等

① 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、次の場所に防犯カメラを設置する。

- ・岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇—〇〇 〇〇公会堂 2台
- ・岡山市〇区〇〇町〇丁目〇〇—〇〇地先ポール 1台

② 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

③ 記録機器等の設置

記録機器及び記録媒体等は、施錠可能な収納ボックスに施錠のうえ保管しなければならない。なお、収納ボックスの鍵は、管理責任者から指定された者が確実に管理することとする。

最低限の期間として1週間～1か月が必要です。

5 画像等の処理

① 記録機器で録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。

② 画像の保存期間は、2週間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

③ 保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。

④ 記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

6 画像等の利用及び提供の制限

記録された画像等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き、第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

① 法令に基づく場合。

② 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合。

③ 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合。

なお、記録された画像等を利用する場合は、利用日時、利用者、利用理由、利用する画像の内容等を別紙様式（画像等利用簿）に記録して保管するものとし、第三者へ閲覧させ又は提供する場合も同様とする。

最低1年に1度

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、12ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。

8 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

この規程は、令和 年 月 日から実施する。

申請時は空欄で可。工事完了後の実績報告書提出時に日付を入れてください。

添付書類例

見積書番号

申請書と同一名で

御 見 積 書

年8月 日

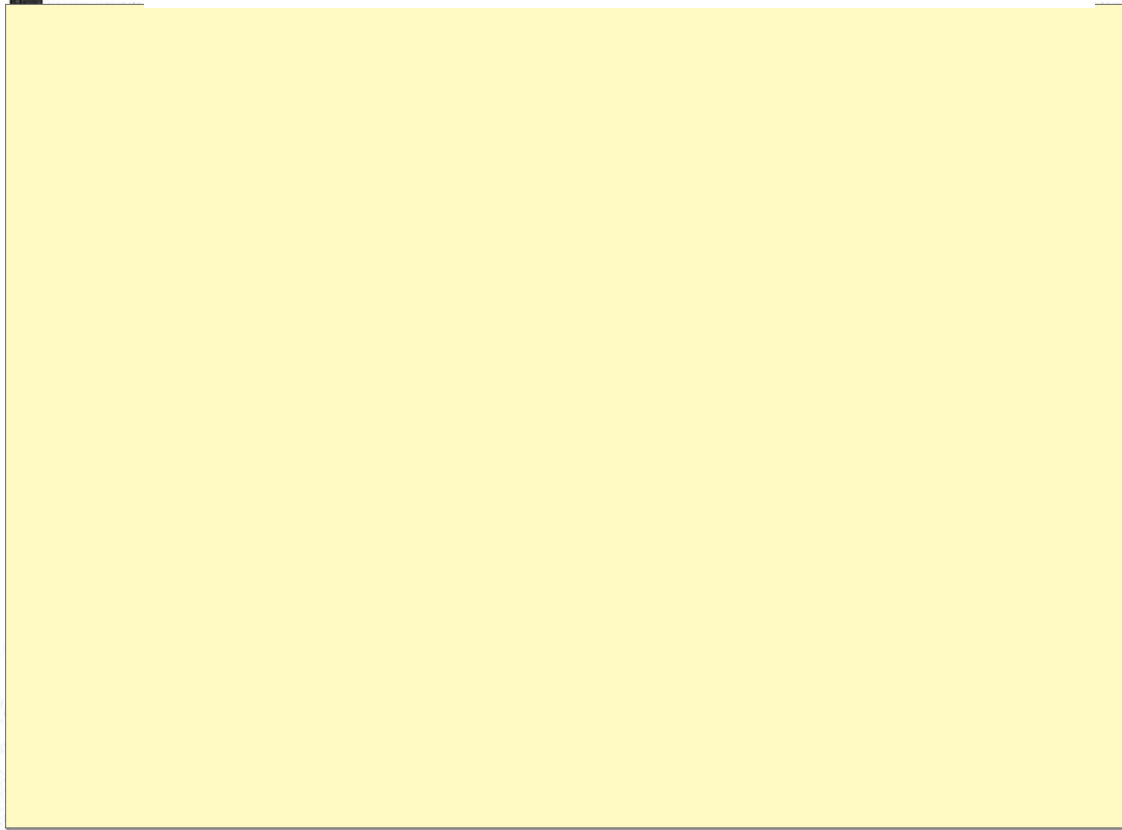
下記の通り御見積り申し上げます。
何卒ご用命の程お願い申し上げます。

御見積金額	納 期
¥ 	
工事名 税込み金額を 記入してください	受渡場所
 防犯カメラ設置工事	支払条件

(備考)

NO	名 称	型 式	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	IR-LED照明内蔵カメラ			台			
2	カメラ電源			台			
3	SDカード対応デジタルレコーダー			台			
4	屋外機器収納ボックス			台			
5	異常表示LED灯			台			
6	SDHCカード			枚			
7	ポールアタッチメント			枚			
8	看板						
	小 計						
9	諸経費			式			
10	配線・配管材料費			式			
11	雑材・消耗品費			式			
12	配線工事費			式			
13	機器取付・調整費			式			
	小 計						
	合 計						
	値 引 金						
	差引合計						
	消 費 税						
	総 合 計						

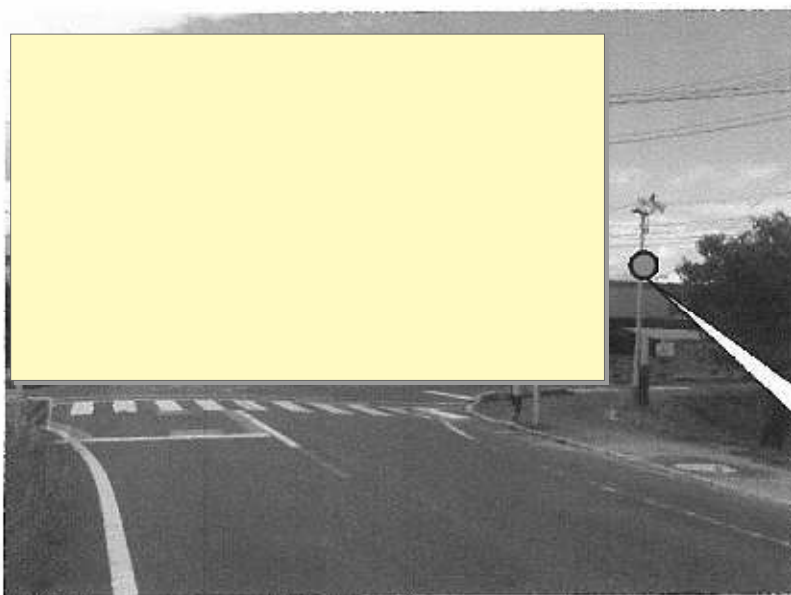
添付する防犯カメラカタログ等の一例



主な仕様	
イメージセンサー	Parasennic製1/3インチ 2.1Megapixel CMOS
解像度	2910×1100pixel
画素数	229万画素
撮影範囲	水平:約23.3~96.2 上下:約22.3~76.3度
赤外線照射時	最大約30m(屋内最大約50m)
動作可能周囲温度	-10~+50度
最低照度	0.02Lux(赤外線照射時:0Lux)
重量	約1100g
レンズ	F2.8~10mm
外形寸法	約60(幅)×102(高)×270(奥)mm
電源	DC12V
消費電流	通常250mA(赤外線照射時約650mA)
逆光補正機能	有り
フリッカレス機能	有り

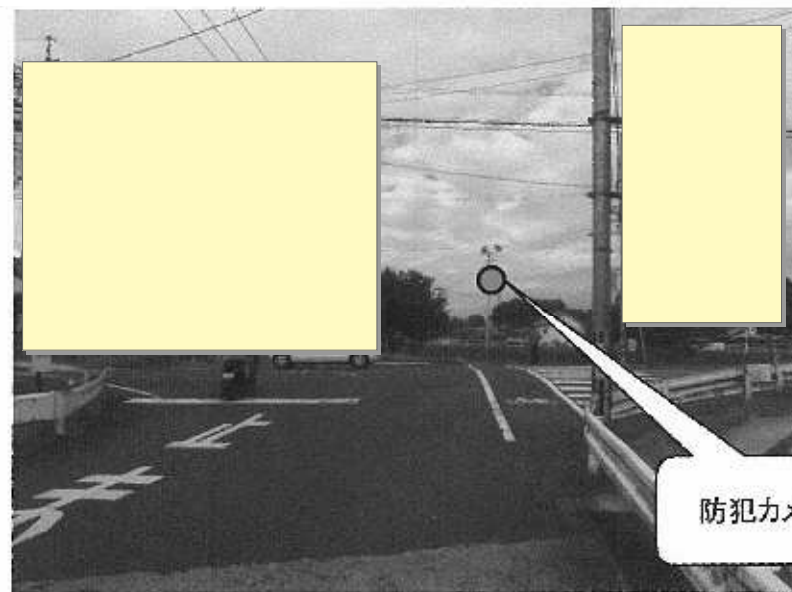
カメラ本体の仕様が入っているものを添付すること。

防犯カメラを設置する場所の現況写真



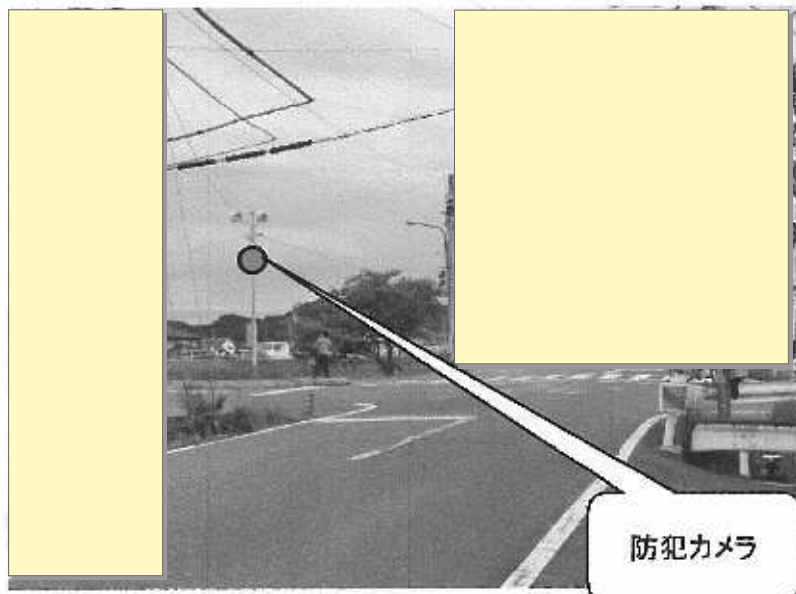
防犯カメラ

南方向から撮影



防犯カメラ

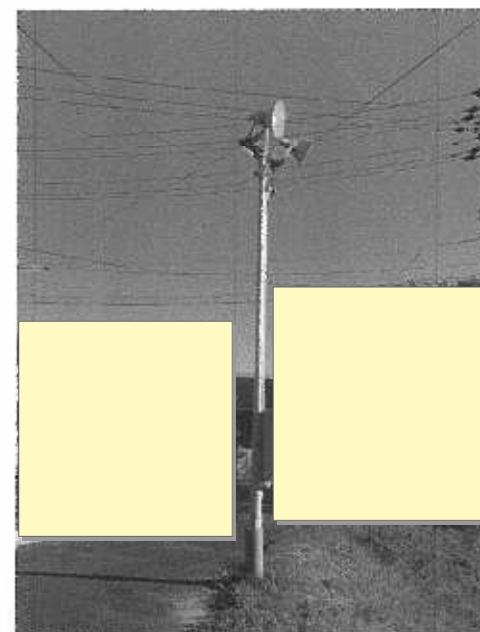
西方向から撮影



防犯カメラ

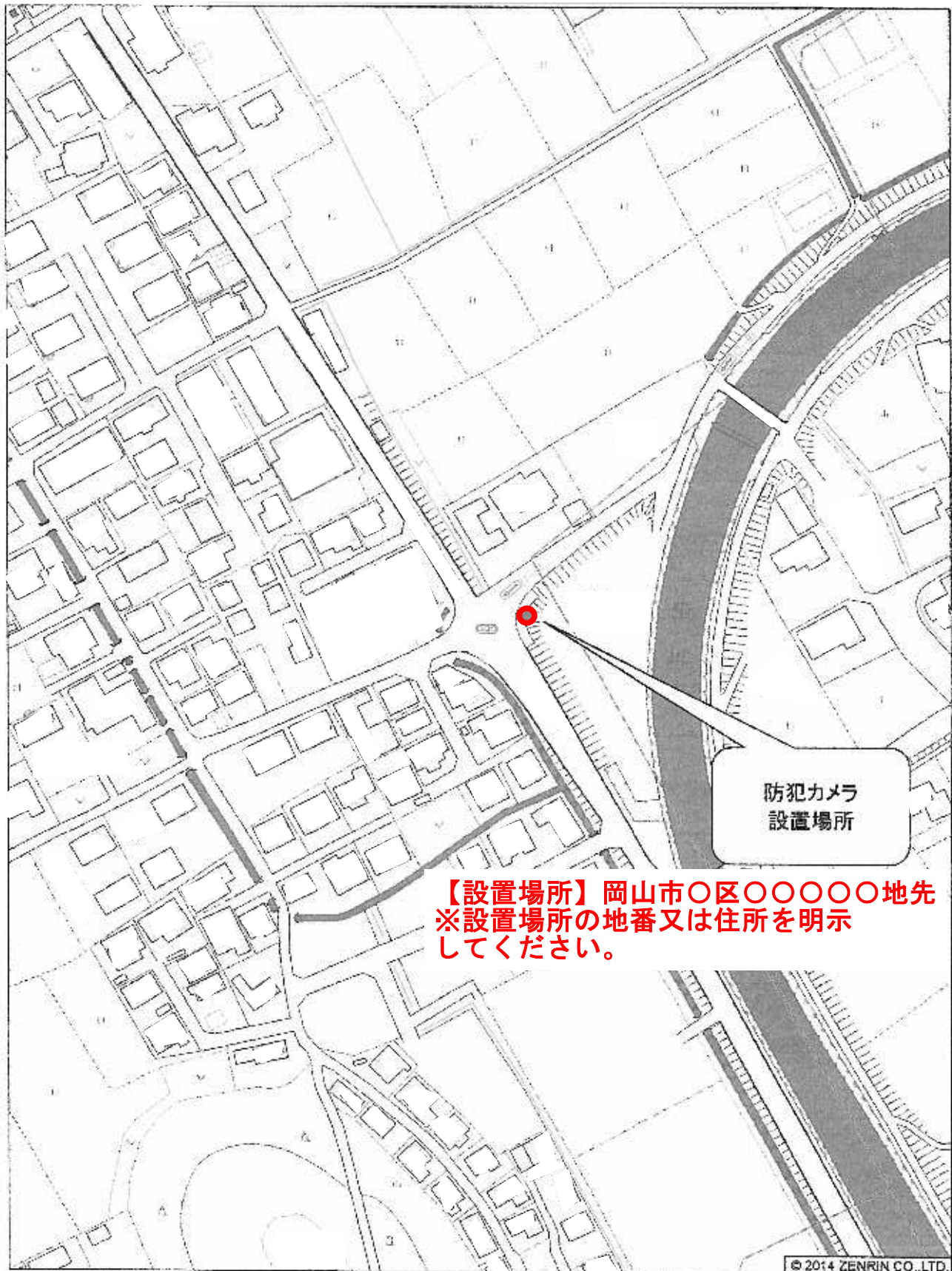
北方向から撮影

設置場所の現況写真の他に
実際の撮影範囲を写した
イメージ写真を
添付してください。



防犯カメラを設置するポール

防犯カメラ設置場所付近の見取図

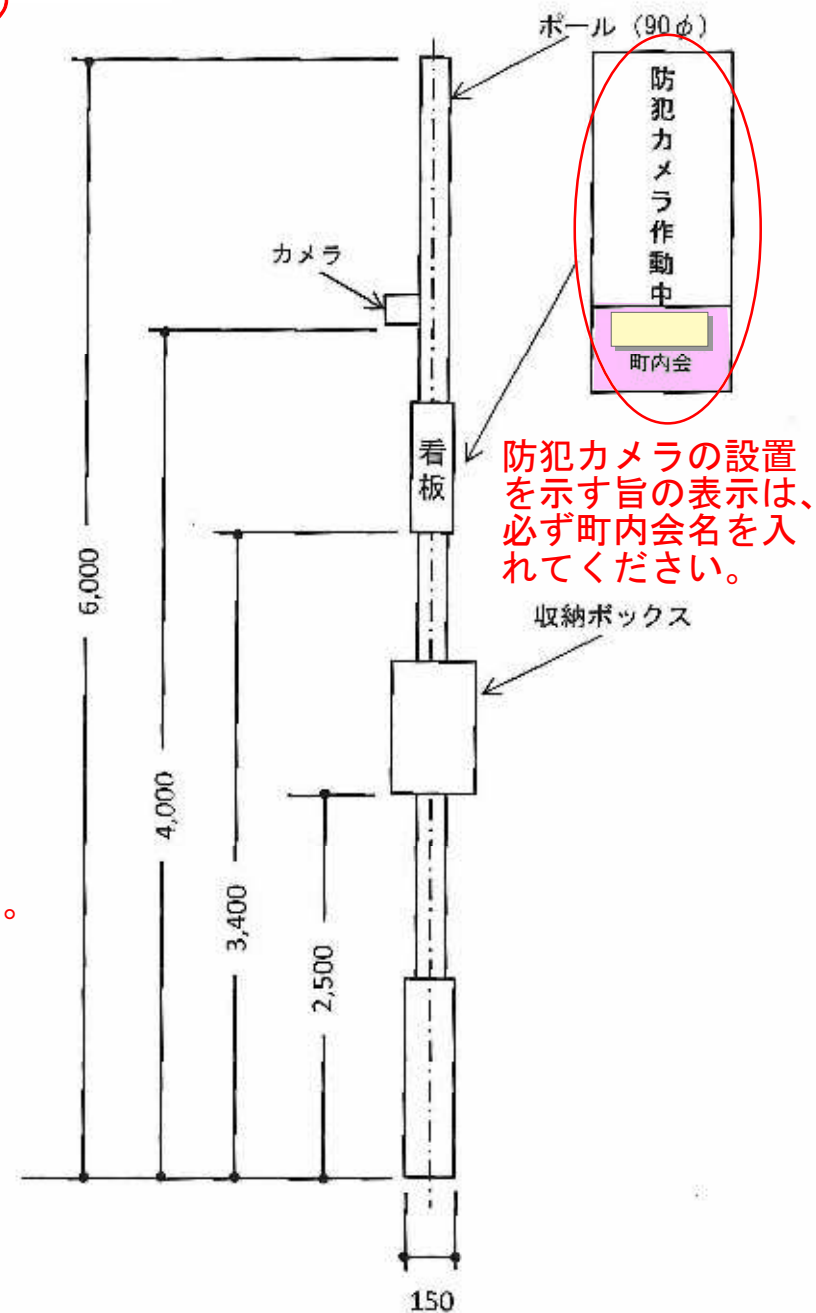
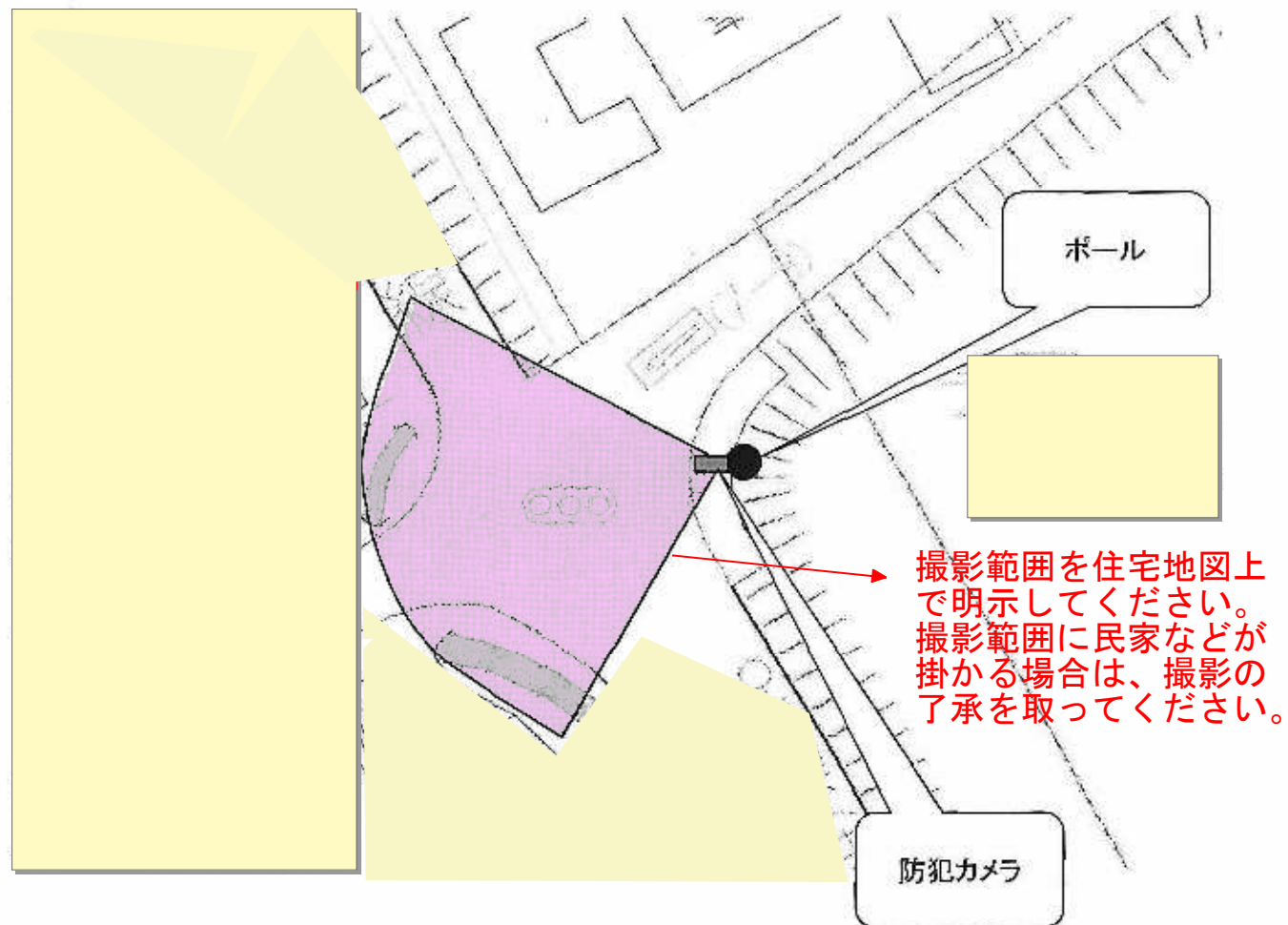


縮尺 1 / 1,500 45m

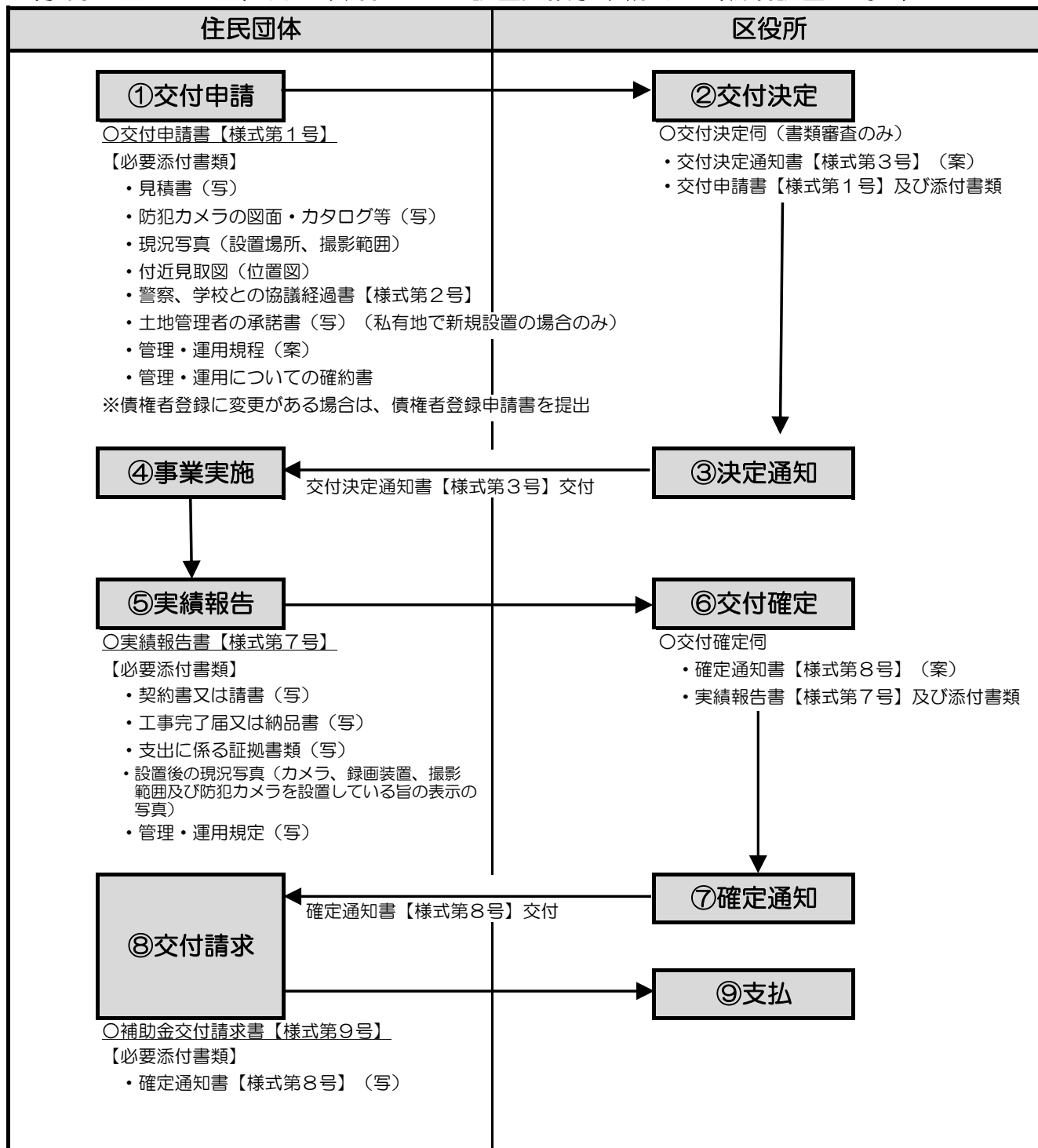
防犯カメラ配置図（一例）

設置場所：岡山市 区 地先

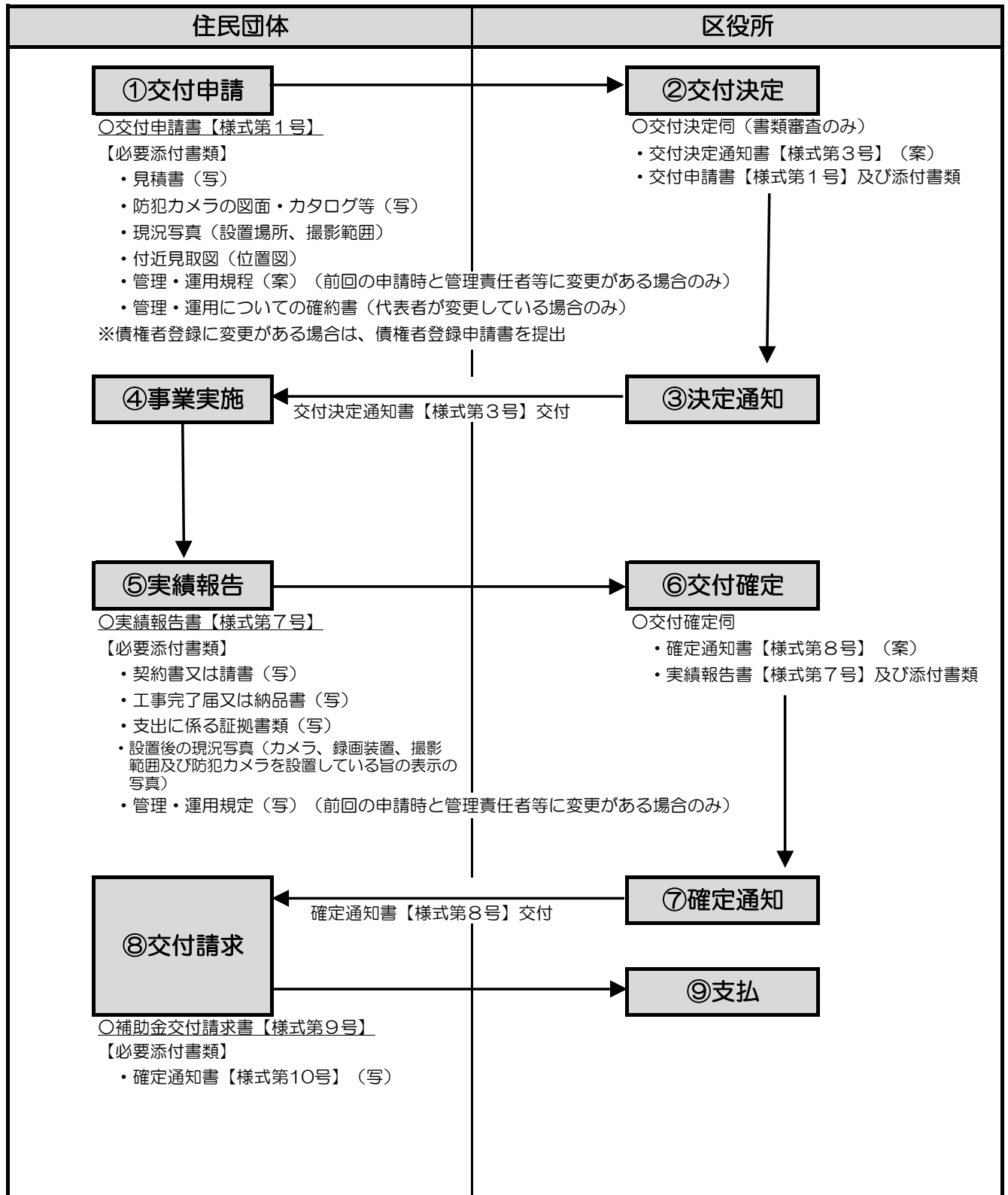
※設置場所の地番又は住所を明示してください。



(事務処理フロー図) 岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金(新規設置の場合)



(事務処理フロー図) 岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金(更新設置の場合)



防犯カメラ設置支援事業提出書類等チェックシート

受付番号：

住民団体名：

代表者名：

受付：

連絡先：

交付申請時のチェック表（新規設置）

✓欄	交付申請書（様式第1号） 【必要添付書類】	注 意 事 項
	見積書（写）	補助対象経費の確認
	防犯カメラの図面・カタログ等（写）	カメラ・録画装置・BOXのカタログ・設置位置が分かる図面（専用柱がある場合はその図面）
	現況写真	設置場所が分かる写真・撮影範囲が分かる写真
	付近見取図（位置図）	撮影範囲を明示し設置場所が分かる位置図（通学路は赤線で記入）
	警察、学校との協議経過書	警察は管内の署又は交番で協議、通学路であれば学区の学校で協議
	土地管理者の承諾書（写）（私有地で新規設置の場合のみ）	市道や公園であれば事前協議し、決定通知後管内の地域整備課へ申請する
	管理・運用規程（案）	下記の内容が記載されているか確認 ア 設置目的の設定と目的外利用の禁止 イ 設置場所、撮影範囲 ウ 防犯カメラを設置している旨の表示 エ 管理責任者の指定、操作取扱者の指定 オ 設置者等の責務 カ 撮影された画像等の適正な管理 キ 撮影された画像等の提供の制限 ク 秘密の保持 ケ 保守点検等 コ 問合せ、苦情等への対応
	管理・運用についての確約書	

✓欄 交付決定通知書送付時のチェック表

	交付決定通知書の送付文
	交付決定通知書（様式第3号）
	実績報告書（様式第7号）
	補助金交付請求書（様式第9号）

実績報告時のチェック表

✓欄	実績報告書（様式第7号） 【必要添付書類】	注 意 事 項
	契約書又は請書（写）	契約日が交付決定日以降か、契約書等の名義と申請者や事業者が同一か、契約金額と見積書の金額が同額か確認
	工事完了届又は納品書（写）	実績報告書の事業完了年月日と一致しているか、実績報告書が事業完了年月日より20日以内に提出されているか確認
	支出に係る証拠書類（写）	設置業者からの領収証又は銀行等の振込した受取書（写）が事業費総額と一致しているか確認
	設置後の現況写真（カメラ、録画装置、撮影範囲及び防犯カメラを設置している旨の表示の写真）	設置後のカメラの状況、録画装置、撮影範囲及び防犯カメラを設置している旨の表示の写真があるか確認
	管理運用規定（写）	実施日が記入されているか確認
	補助金交付請求書（様式第9号）	日付は空欄で提出

✓欄 補助金確定通知書送付時のチェック表

	補助金確定通知書（様式第8号）
--	-----------------

防犯カメラ設置支援事業提出書類等チェックシート

受付番号：

住民団体名：

代表者名：

受付：

連絡先：

交付申請時のチェック表（更新設置）

✓欄	交付申請書（様式第1号） 【必要添付書類】	注 意 事 項
	見積書（写）	補助対象経費の確認
	防犯カメラの図面・カタログ等（写）	カメラ・録画装置・BOXのカタログ・設置位置 が分かる図面（専用柱がある場合はその図面）
	現況写真	設置場所が分かる写真・撮影範囲が分かる写真
	付近見取図（位置図）	撮影範囲を明示し設置場所が分かる位置図（通 学路は赤線で記入）
	管理・運用規程（案）（管理責任者等が変更している場 合のみ）	前回の申請時と管理責任者等に変更がある場合 （氏名まで入っている場合）は提出 下記の内容が記載されているか確認 ア 設置目的の設定と目的外利用の禁止 イ 設置場所、撮影範囲 ウ 防犯カメラを設置している旨の表示 エ 管理責任者の指定、操作取扱者の指定 オ 設置者等の責務 カ 撮影された画像等の適正な管理 キ 撮影された画像等の提供の制限 ク 秘密の保持 ケ 保守点検等 コ 問合せ、苦情等への対応
	管理・運用についての確約書（代表者が変更している場 合のみ）	前回の申請時と代表者の変更がある場合は提出

✓欄 交付決定通知書送付時のチェック表

	交付決定通知書の送付文
	交付決定通知書（様式第3号）
	実績報告書（様式第7号）
	補助金交付請求書（様式第9号）

実績報告時のチェック表

✓欄	実績報告書（様式第7号） 【必要添付書類】	注 意 事 項
	契約書又は請書（写）	契約日が交付決定日以降か、契約書等の名義と 申請者や事業者が同一か、契約金額と見積書の 金額が同額か確認
	工事完了届又は納品書（写）	実績報告書の事業完了年月日と一致している か、実績報告書が事業完了年月日より20日以 内に提出されているか確認
	支出に係る証拠書類（写）	設置業者からの領収証又は銀行等の振込した受 取書（写）が事業費総額と一致しているか確認
	設置後の現況写真（カメラ、録画装置、撮影範囲及び防 犯カメラを設置している旨の表示の写真）	設置後のカメラの状況、録画装置、撮影範囲及 び防犯カメラを設置している旨の表示の写真が あるか確認
	管理運用規定（写）	実施日が記入されているか確認
	補助金交付請求書（様式第9号）	日付は空欄で提出

✓欄 補助金確定通知書送付時のチェック表

	補助金確定通知書（様式第8号）
--	-----------------